

# 株式会社 澤田屋 行動計画

社員の働き方を見直し、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年 6月 1日～平成33年 5月31日までの 5年間

## 2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

### <対策>

- 平成28年 6月～ 法に基づく諸制度に関する周知用資料の作成
- 平成28年 6月～ 諸制度を社員に周知。掲示板等活用

目標2：出産、育児を控えた女性労働者を対象とした休業開始までの働き方のアドバイスや業務引き継ぎの指導。また、休業から復帰後の能力の向上のための取組又はキャリア形成を支援するためのカウンセリング等の取組

### <対策>

- 平成28年 6月～ 相談窓口の設置について検討
- 平成28年 6月～ 相談員の研修
- 平成28年 7月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標3：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

### <対策>

- 平成28年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成29年 1月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を行う
- 平成29年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成29年 7月～ 策定した計画を社員に周知、促進する